○厚生労働省令第百二十六号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和四年九月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事療養標準負担額の減額に関する特例）	（食事療養標準負担額の減額に関する特例）
第六十一条　（略）	**第六十一条**　（略）
2　前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。	2　前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項	（新設）
イ　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨	（新設）
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡しを受けようとする金融機関等の名称	（新設）
3　（略）	3　（略）
（生活療養標準負担額の減額に関する特例）	（生活療養標準負担額の減額に関する特例）
第六十二条の四　（略）	**第六十二条の四**　（略）
2　前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。	2　前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項	（新設）
イ　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨	（新設）
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡しを受けようとする金融機関等の名称	（新設）
3　（略）	3　（略）
（療養費の支給の申請）	（療養費の支給の申請）
第六十六条　法第八十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。	**第六十六条**　法第八十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項	（新設）
イ　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者　払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨	（新設）
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡しを受けようとする金融機関等の名称	（新設）
2～4　（略）	2～4　（略）